

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月2日
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 河野 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【電話番号】	03 - 5295 - 3511 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 高工 弘
【最寄りの連絡場所】	栃木県足利市鹿島町1115番地 (足利工場)
【電話番号】	0284 - 62 - 1321 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部部長 山口 昌廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年11月29日開催の臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

当期期首の繰越欠損金を解消し財務体質の健全化を図るとともに、自己株式の取得や株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振り替える。

資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額4,651,112,731円のうち3,045,379,723円減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を1,605,733,008円とする。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わない。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

平成26年1月31日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

第1号議案における資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金によって、繰越利益剰余金の欠損填補をする。

剰余金処分の内容

(1) 処分する剰余金の額

その他資本剰余金3,045,379,723円の全額を、繰越利益剰余金へ振り替える処理をして、これにより、振替後のその他資本剰余金の額は0円とする。

(2) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 3,045,379,723円

(3) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 3,045,379,723円

(4) 効力発生日

平成26年1月31日（予定）

第3号議案 定款一部変更の件

インターネットの急速な普及、公告コストの削減などに鑑み、利便性向上及び公告手続きの合理化のため、当社の公告方法を電子公告に変更する。

なお、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する旨を定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	68,482	957	0	(注)1	可決 98.62
第2号議案 剰余金の処分の件	68,487	963	0	(注)2	可決 98.61
第3号議案 定款一部変更の件	68,262	1,188	0	(注)1	可決 98.29

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに行使された株主の議決権の数並びに当日に出席した株主のうち各議案の賛否に関して確認できた株主の議決権の数の合計により、決議事項が可決される要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

以 上